

平成16年3月30日  
総務省

## 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)のフォローアップ結果(平成14年度指導監督等実績)

民間法人化された特殊法人・認可法人につきましては、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)におきまして、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定することとされ、政府は、平成14年4月、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」を閣議決定しました。

同閣議決定において、所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、当該閣議決定等に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表するとともに、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理することとされました。

今般、総務省行政管理局において、同閣議決定に基づき、平成14年度における各省の指導監督の実施状況及びその結果の公表状況に関するフォローアップの結果を取りまとめましたので、別添のとおり公表するものです。

＜本件連絡先＞  
総務省行政管理局独立行政法人担当  
平池、坂井、大高  
TEL : 03-5253-5111  
(内線 2218、2219、2224)  
03-5253-5312(直通)  
FAX : 03-5253-5309

- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年閣議決定)フォローアップ結果(平成14年度の指導監督状況)(概要)(PDF)
- 平成14年度「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく指導監督、公表実績一覧(平成16年3月26日現在)(PDF)
- 特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督関連規定

- 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)フォローアップ結果(平成14年度の指導監督等状況)
  - 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(概要)
  - 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(PDF)
  - 各法人別のフォローアップ表(抽出)
-

# 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年閣議決定)フォローアップ結果(平成14年度の指導監督状況)(概要)

総務省行政管理局

## 総務省による各省の指導監督状況公表の根拠等

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日 閣議決定)  
2(3)ハ 「・・・役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。」

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)  
「7(1)

所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。

また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。」

## 総務省によるフォローアップ結果の概要

7省(総務省・財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省)が所管する特別の法律により設立される民間法人(平成17年3月末設立済の31法人)のうち、6省(総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省)において所管26法人(86.7%)に対し指導監督を実施。

指導項目数は基準の小項目ベースで21項目。指導監督の法人数は延べ257法人

## 1. 指導監督事項別の主な指導実績の例

(1) 手数料等対価の額等の公表(基準2-(4))

- ・本来予定された事務・事業で手数料等の対価を徴収する場合は、対価の額は適正であり、対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること
- ・事務について区分経理等で管理を実施するとともにインターネットで公表すること

総務省(危険物保安技術協会)

【指導前】

審査手数料は未公表  
区分経理について未公表

【指導後】

審査手数料は平成15年11月末公表  
平成16年度予算から公表予定

上記のほか、経済産業省が所管1法人に対して指導

( 2 ) 役員の任期、在任年齢規程の整備 ( 基準 3 - ( 1 ) )

- ・ 役員の任期は原則として 2 年を基準として設定すること
- ・ 役員の在任年齢について、独立行政法人等の取扱いを踏まえ、適切な規程を整備すること

国土交通省 ( 日本小型船舶検査機構 )

【指導前】

既往の閣議決定等 ( ) を準用する  
のみで、役員の在任年齢規程未整備  
) 原則 6 5 歳、総裁等は原則 7 0 歳

【指導後】

在任年齢規程を平成 1 5 年 7 月に整備し、役員の在任は原則 6 5 歳までと規定

上記のほか、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省が所管の 1 0 法人に対して指導。

( 3 ) 役員等報酬支給基準の公表 ( 基準 3 - ( 1 ) - )

- ・ 役員の報酬等は、当該法人の資産及び収支状況並びに国家公務員の給与・退職手当等の水準と比べて不当に高すぎず、社会一般の情勢に適合したものであること。
- ・ 法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されること等

総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省が、所管の 1 6 法人に対して指導し、支給基準を公表

( 4 ) 監査役員への外部の者の登用 ( 基準 3 - ( 2 ) - )

- ・ 適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とするとともに、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用すること

農林水産省 ( 漁船保険中央会 )

【指導前】

監査役員 3 人の中に関係府省以外の者及び外部の者は未登用

【指導後】

監査役員中に関係府省以外の者及び外部の者の登用に向け準備中 ( 6 月の総会で結論 )

( 5 ) 公認会計士監査の導入 ( 基準 4 - ( 5 ) )

- ・ 収支決算額がおおむね 5 0 億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を実施すること

経済産業省 ( 高圧ガス保安協会 )

【指導前】

公認会計士監査未実施

【指導後】

公認会計士監査を実施

上記のほか、経済産業省及び厚生労働省が所管の 3 法人に対して、公認会計士による監査を指導し、公認会計士監査を実施

## (6) 財務情報等の情報公開(基準6)

- ・法人の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること

厚生労働省(中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会等)

### 【指導前】

定款、役員名簿、事業報告書等法人の業務及び財務等に関する情報の開示について、資料の備え付けが不十分

### 【指導後】

法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの実施。今後、インターネット等による公表を予定

上記のほか、総務省、法務省、経済産業省、農林水産省及び国土交通省が、所管の22法人に対して指導し、情報の開示等を実施

## 2. 指導監督結果の公表状況

平成16年3月26日現在、5省(総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)が所管の20法人に関する指導監督状況を公表(HPアドレスは別紙のとおり)  
公表実施省中、4省の15法人は、フォローアップ表方式により法人の実態情報も併せて公表

## 3. 指導監督未実施等の状況

- (1) 指導監督未実施・・・財務省(日本税理士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会)、経済産業省(日本商工会議所、日本弁理士会)  
(理由) 指導監督基準の全ての項目について確認したところ、適切に措置がなされているため、指導監督の必要性がない、法人化して問もないため指導監督の時間がなかった
- (2) 未公表・・・経済産業省(4月公表予定)  
(理由) 公表方法の検討、対象法人との調整に時間を要した。
- 非公表・・・農林水産省(農林中央金庫)  
(理由) 農林中央金庫法に基づく指導監督実績はあるが、農林水産大臣が、他の民間金融機関との競争を考慮し、非公表としている。また、本基準に基づく指導実績はない。

平成14年度 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく指導監督、公表実績一覧  
(16.3.26現在)

総務省行政管理局

整理 合理化 計	法人名	民間法人化年月日	基準7	基準7	公表方法・照会先 (ホームページによる場合は、URLを記載)	備考
			(1)指導監督実施の有無	(1)公表の有無 ( )は平成16年3月26日現在)		
<b>特殊法人(8法人)</b>						
(総務省 2)						
	日本消防検定協会	昭和62年1月1日			<a href="http://www.jfeii.or.jp/">http://www.jfeii.or.jp/</a>	F U表
	消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日			<a href="http://www.syouboukikin.jp/">http://www.syouboukikin.jp/</a>	F U表
(農林水産省 1)						
	農林中央金庫	昭和61年9月8日	非公表		<a href="http://www.nochubank.or.jp/">http://www.nochubank.or.jp/</a>	
(経済産業省 5)						
	東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日		×	<a href="http://www.sbic.co.jp/">http://www.sbic.co.jp/</a>	4月公表予定
	名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日		×	<a href="http://www.sbic-cj.co.jp/">http://www.sbic-cj.co.jp/</a>	4月公表予定
	大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日		×	<a href="http://www.sbic-wj.co.jp/">http://www.sbic-wj.co.jp/</a>	4月公表予定
	高压ガス保安協会	昭和61年10月1日		×	<a href="http://www.khk.or.jp/">http://www.khk.or.jp/</a>	4月公表予定
	日本電気計器検定所	昭和61年10月1日		×	<a href="http://www.jemic.go.jp/">http://www.jemic.go.jp/</a>	4月公表予定
<b>認可法人(23法人)</b>						
(総務省 2)						
	危険物保安技術協会	昭和61年4月15日			<a href="http://www.khk-syoubou.or.jp/">http://www.khk-syoubou.or.jp/</a>	F U表
	日本行政書士会連合会	平成15年3月4日			<a href="http://www.gyosei.or.jp/">http://www.gyosei.or.jp/</a>	
(財務省 1)						
	日本税理士会連合会	平成14年10月29日	×	×	<a href="http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html">http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html</a>	
(法務省 1)						
	日本司法書士会連合会	平成14年12月19日			<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/indexhtml">http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/indexhtml</a>	
(厚生労働省 10)						
	建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日			<a href="http://www.kensaibou.or.jp/">http://www.kensaibou.or.jp/</a>	F U表
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日			<a href="http://www.rikusai.or.jp/">http://www.rikusai.or.jp/</a>	F U表
	林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日			<a href="http://www.rinsaibou.or.jp/">http://www.rinsaibou.or.jp/</a>	F U表
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日			照会先:東京都港区芝5-35-1 産業安全会館6F TEL:03-3452-7201 FAX:03-3452-7205	F U表
	鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日			<a href="http://www.kosaibo.or.jp/">http://www.kosaibo.or.jp/</a>	F U表
	中央職業能力開発協会	平成10年7月1日			<a href="http://www.javada.or.jp/">http://www.javada.or.jp/</a>	F U表
	中央労働災害防止協会	平成12年6月19日			<a href="http://www.jisha.or.jp/">http://www.jisha.or.jp/</a>	F U表
	厚生年金基金連合会	平成14年4月1日			<a href="http://www.pfa.or.jp/">http://www.pfa.or.jp/</a>	F U表
	石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日			<a href="http://www.sekitan-nenkin.or.jp/">http://www.sekitan-nenkin.or.jp/</a>	F U表
	全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	×	×	<a href="http://www.shakaihokenroumushi.jp/">http://www.shakaihokenroumushi.jp/</a>	
(農林水産省 4)						
	漁船保険中央会	平成14年4月1日			<a href="http://www.ghc.or.jp/">http://www.ghc.or.jp/</a>	
	全国農業会議所	平成14年4月1日			<a href="http://www.nca.or.jp/">http://www.nca.or.jp/</a>	
	全国農業協同組合中央会	平成14年4月1日			<a href="http://www.zenchu-ja.org/">http://www.zenchu-ja.org/</a>	F U表
	全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日			<a href="http://www.gyosai.or.jp/guide/guide3.html">http://www.gyosai.or.jp/guide/guide3.html</a>	
(経済産業省 3)						
	日本商工会議所	平成14年4月1日	×	×	<a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a>	4月公表予定
	全国商工会連合会	平成14年4月1日		×	<a href="http://www.shokokai.or.jp/">http://www.shokokai.or.jp/</a>	4月公表予定
	日本弁理士会	平成14年8月29日	×	×	<a href="http://www.jpaa.or.jp/">http://www.jpaa.or.jp/</a>	4月公表予定
(国土交通省 2)						
	軽自動車検査協会	昭和62年10月1日			<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm</a>	F U表
	日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日			<a href="http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html">http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html</a>	F U表
合 計			26	20		

## 特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督関連規定

○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日 閣議決定)

III 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

2 民営化

(3)民間法人化された特殊法人・認可法人

ハ 公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。  
(以下略)

○「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」

(平成14年4月26日 閣議決定)

7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。  
(以下略)

---

# 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(概要)

## 1 指導監督基準の趣旨

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、特殊法人等のうち、「特別の法律により設立される民間法人」(＝民間法人化された「特殊法人等」)に移行したものについて、事業、役員人事、ディスクロージャー等運営全般にわたる政府としての統一的な指導基準を定めたもの。

### 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抄) Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

#### 2 民営化

##### (3) 民間法人化された特殊法人・認可法人

- ハ 公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。  
特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

## 2 指導監督基準の対象

### 【特別の法律により設立される民間法人】

民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)。

## 3 指導監督基準の概要

### (1) 事業に関する基準

- 法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと。
- 制度的独占となる事務・事業を行っている場合は、法人の従たる事務・事業に

とどまっていること。その場合、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

- 本来業務において手数料等の対価を徴収する場合は、その対価の額が適正なものとなっており、かつその対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。
- 法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管府省において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。

※その他法人の事業の外注の適正化、法人の事業に携わる役職員の規律確保 等

## (2) 機関に関する基準

- 役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。
- 監査役員以外の役員のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、役員現在数の3分の1以下となっていること。監査役員に、可能な限り関係省庁以外の者及び外部の者を登用していること。
- 役員の報酬等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与等や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。
- 評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関において、法人の業務実績の評価が行われていること。

※その他役員会や総会の適正な運営 等

## (3) 財務及び会計に関する基準

- 企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。
- 収支決算額が概ね50億円以上の法人の法人において、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

※その他余裕金の運用の適正化、引当金等の透明化 等

## (4) 株式の保有等に関する基準

- 法定の資金供給業務の場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出及び出資を、原則行っていないこと。
- 公益法人、株式会社等への出資等(議決権比率等が20%以上のもの)を行っ

ている場合は、毎事業年度の事業報告書に拠出・出資先の概要が記載されていること。法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合も同様とすること。等

#### (5) 情報公開に関する基準

- 業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えて置き、閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表すること。
- 法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

※その他法人に対する補助金等の状況の各府省ホームページへの掲載等 等

#### (6) 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

- 所管官庁は、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。
- 所管官庁は、所管法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。  
また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の基礎となる特別の法律の必要性等について、概ね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。これらの見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間内に実施すること。等

※ 本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則3年以内に本基準に適合するよう指導

## 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準

平成14年4月26日  
閣議決定

特別の法律により設立される民間法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、下記の基準に沿って行うことを基本とする。

### 記

#### 1. 本基準の対象

本基準は、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。以下単に「法人」という。)を対象とする。

#### 2. 事業

法人の事業は、法人の民間法人としての性格を損わない範囲内で、その事務・事業を自立的かつ適正に行わせるとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等(補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。)に依存していないこと。

また、真にやむを得ない理由から当該補助金等を受けている場合においても、経常収益に占める補助金等の割合の低減化を図るとの観点から、補助事業の段階的廃止、法人に本来予定されている事務・事業の遂行に支障のない範囲内で行う自主事業による自己収入の拡大等所要の措置に努めていること。

(2) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、当該事務・事業が当該法人の従たる事務・事業にとどまっていること。また、当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられ

ていること。

ただし、社团的性格の法人が、当該法人の構成員の費用負担によって構成員を対象に行う共益的な事務・事業であって、当該事務・事業の運営について構成員による統制が確保されている場合には、この限りでない。

(3) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

また、制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること。

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

(5) 法人が、法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること

(6) 法人に本来予定されている事務・事業の一部を外注する場合には、特定の事業者に限られるような仕組みとなっていないこと。

(7) 法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること。特に、法人の役職員については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること。

### 3. 機関

法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保する

との観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）

役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態に照らして適正な数となっており、上限と下限を定める場合でもその幅が大きすぎないこと。

役員については、法人が行う事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者が、制度上及び実態上、公正かつ自主的に選任されていること。

役員の任期については、原則として2年を基準として設定されていること。また、役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。

役員のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

役員の報酬等（報酬及び退職金をいう。以下同じ。）は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。

役員会については、役員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

(2) 監査役員

監査役員は、会計監査を含む法人の事務・事業の全般的な監査を行うものであり、適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とするとともに、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用していること。

監査役員は理事を兼ねていないこと。

監査役員に関し、前記(1) - 、及び を準用すること。

(3) 社団的性格の法人の総会等

組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。

#### (4) 評議員会等

法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会等（評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関をいう。以下同じ。）において、法人の業務実績の評価が行われていること。

評議員会等の構成員は、公正な手続により選任されていること。

評議員会等の構成員は、原則として役員を兼ねていないこと。やむを得ず評議員が役員を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。

評議員会等及びその構成員に関し、前記(1) - 、及び を準用するとともに、特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、評議員会等の構成員に、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

## 4. 財務及び会計

法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、適切な会計処理が行われなければならない。したがって、その財務及び会計については、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。

(2) 法人の余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。

(3) 法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合には、確実な返済計画を策定する等法人の活動に支障をもたらすことのないよう十分留意されているこ

と。

(4) 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。

(5) 収支決算額がおおむね50億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

## 5. 株式の保有等

法人の株式の保有等については、公共上の見地から特別の法律により設立されているという法人の性格にかんがみ、関連組織のいたずらな拡大を抑制するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、法定の資金供給業務として行う場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資を、原則として行っていないこと。

(2) 法人が真にやむを得ず、あるいは法定の資金供給業務又は財産の管理運用として、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資(間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。)を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要(名称、所在地、資本金、事業内容、役員状況、従業員数、持株比率及び法人との関係)が具体的に記載されていること。

また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

## 6. 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。

定款

役員名簿(注)

組合員等名簿(組合等の場合)

事業報告書・附属説明書類

損益計算書又は収支計算書

貸借対照表

法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書

監事の意見書

事業計画書

収支予算書

(注) 常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名(官房付等で退職した者については、その前職名を含む。)を付記すること

- (2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

名称

所管する部局(担当局担当課等)の名称

主たる事務所の所在地及び電話番号

設立年月日

代表者の職名及び氏名

主な目的及び事業

- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。

最新の業務及び財務等に関する資料

制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

## 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

(2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、当該法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の根拠となる特別の法律の必要性等について、法人の特性に応じ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条に規定する政策評価の結果を活用しつつ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、当該特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。

## 8. 経過措置

(1) 特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）別表に掲げる特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づく民間法人化が行われるまでの間は、本基準は適用しない。

(2) 所管官庁は、本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則として3年以内に本基準に適合するように指導すること。

(3) 本基準7-(2)に定める見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間（特殊法人等改革基本法第1条に規定するものをいう。）内に実施すること。

各法人別のフォローアップ表(抽出)  
(PDF)

○総務省	日本消防検定協会
○経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社
○厚生労働省	厚生年金基金連合会
○農林水産省	漁船保険中央会
○国土交通省	軽自動車検査協会

※ 本資料は、全法人の一部を抜粋したものです。全体については、資料末の照会先にご確認下さい。

---

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成14年度）

法人名	日本消防検定協会	根拠法令名	消防法	(昭和62年1月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	消防のように供する機械器具等の検定、鑑定及び受託試験業務				
	消防のように供する機械器具等に関する研究・調査及び試験を行う業務				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	1人	2人	1人	89人
非常勤	0人	4人	0人	4人	
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	13年度比 (A/BorA-B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行っていない場合、低下していない場合、その理由)
	総収入額	18.02億円	18.57億円	0.97	補助事業の段階的廃止  自主事業による自己収入の拡大等  その他
	補助金等収入額( )	0億円	0億円	-	
	事業による自己収入額( )	18.02億円	18.57億円	0.97	
	/ × 100(%)	0%	0%	-	
	経常的運営費用( )	17.01億円	17.30億円	0.98	
/ × 100(%)	0%	0%	-		
(2)、(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		無		
	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由		(事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事				

	務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由			
	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容	(有・無) (内 容)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有 ・ 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有 ・ 無
	名称 (法令等に基づく検定等には )	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	検定対象機械器具等についての型式承認試験及び個別検定の手数料	円 各試験及び検定の種別に応じて政令(消防法施行令)で定める額	(決定者) (決定方法) 検定対象機械器具等ごとに試験及び検定の種別に応じて消防法施行令別表第三に掲げる額	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有 ・ 無	収支状況のインターネットでの公表	有 ・ 無
	対価を伴う自主事業の有無	有 ・ 無	法人における純利益額	100,109,232 円
(5)検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
	消防用設備等ごとに「技術上の規格を定める省令」において規定している			総務省令
(6)外注の	本来予定されている事務・事業の	有 ・ 無	法人の外注金額	円

有無	外注					
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内 容)				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	(有・無) 有 (内 容) 総務省令で定める技術上の規格により省令上で検定等の基準が明確にされている。 決裁規程 事業計画書の議決(定款第16条) 事業計画書の総務大臣認可(消防法21条の39)				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無) 有 (内 容) 役員：消防法第21条の24から34(役員の欠格事項ほか)及び日本消防検定協会定款第8条(役員の欠格条項)、第9条(役員の解任)で、役員について規定されており、公正性が担保されていると思料する。 職員：職員就業規則				
3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	7人	上限と下限の幅がある場合はその幅		7人以内	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	定款第6条に役員の選任は、理事会において選任され、総務大臣の認可によって、その効力を生ずるとされ、公正かつ自主的な方法によっていると思料する。				
	任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容		独立行政法人及び特殊法人に準じた内容で現在検討中	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	理事長 理事 理事 理事 理事	吉原孝司 亀井浅道 大久保勲 西浦英次 有山正孝	平成12年8月1日 平成13年4月1日 平成14年1月18日 平成14年1月1日 平成13年9月1日	自治医科大学常務理事 総務省消防研究所長 日本消防検定協会総務部長 日本損害保険協会常務理事 電気通信大学学長	大蔵大臣秘書官 自治省消防庁消防研究所長 日本消防検定協会業務部長 安田海上保険副社長 電気通信大学学部長	常勤 常勤 常勤 非常勤 非常勤

理事	濱田一成 山越芳男	平成11年1月27日 平成2年7月12日	山梨学院大学教授 日本消防設備安全センター理事	国立国会図書館専門調査員 東京横断道路常務取締役	非常勤 非常勤
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
平成15年4月に山越理事、濱田理事が退任し、現在は、比率が1/3以下となっている。					
役員報酬の支給基準の有無	有・無	一般への閲覧提供	有・無	インターネットによる公表	有・無
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法		
国家公務員の指定職の俸給表に準じて支給 俸給 理事長 月額 1,035,000円 理事 月額 868,000円			日本消防検定協会役員退職手当支給規程による 第2条 在職期間1月につき俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た金額とする。		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有・無	構成員の過半数で成立する。		出席した構成員の過半数で決する。		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有・無	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	定款第6条に役員を選任は、理事会において選任され、総務大臣の認可によって、その効力を生ずるとされ、公正かつ自主的な方法によっていると思料する。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	実効性ある監査を行うため、消防行政等に精通した人材を登用する必要があるため				

任 期		2 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由		(年数) (理由)
在任年齢に関する規定の有無		有 ・ 無		規定の内容	
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職	常勤・非常勤
監 事	浦山紘一	平成13年1月22日	公営企業金融公庫 管理調査部長	自治省行政局公務員部 給与課長	常 勤
監査役員報酬 の支給基準の 有無	有 ・ 無	一般への閲覧提供	有 ・ 無	インターネットによる 公表の有無	有 ・ 無
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
国家公務員の指定職の俸給表に準じて支給する。 俸給 月額 784,000 円			日本消防検定協会役員退職手当支給規程による 第2条 在職期間1月につき俸給月額に100分の28の割合を 乗じて得た金額とする。		
(3) 社団的 性格の法 人の總會 等	總會等の成立要件の有無と内容		總會等における議決要件の有無と内容		
	(有無) (内容)		(有無) (内容)		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	平成15年6月10日の決算評議委員会において実施 した。		(有無) 有 (内容) 理事会の議決を得、総務大臣の認可が必要 (定款23条)		
評議員会等の構成員の役員兼任 の有無		有 ・ 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		

	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
	評議員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由	
	評議員定数	10人	上限と下限の幅がある場合はその幅	10人以内
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) (理由)			
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件
	有 無	構成員の過半数で成立する。		出席した構成員の過半数で決する。
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金	企業会計原則の適用の有無	有 ・ 無	その他法人の特性に応じ適用している、一般的かつ標準的な会計基準名	
	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 48億円 (運用方法) 国債、地方債、金融債等		
	長期借入金	有 ・ 無	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ 無
	長期借入金の確実な返済計画の内容			
(4) 引当金・特別法	引当金・特別計上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無、公表していない場合その理由	

上の引当金	880,588,705 円		(有無)有 (理由)		
(5)公認会計士監査	収支決算額	18.0 億円	収支決算額が 50 億円以上の法人における公認会計士監査の受検の有無	有 ・ 無	
	公認会計士監査を受検していない場合、その理由				
5. 株式の保有等 (1)基金拠出又は出資 (2)事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無		有 ・ 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ 無
	法定の資金供給業務の場合の有無		有 ・ 無	財産の管理運用の場合の有無	有 ・ 無
	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員の状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
法人との関係					
6. 情報公開 (1)法人における業務及び	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無				

財務等に関する公表	定款	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	組合員等名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	貸借対照表	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	監事の意見書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業計画書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	収支予算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有 ・ 無		有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無		有 ・ 無	
	組合員等名簿	有 ・ 無		有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	有 ・ 無		有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無		有 ・ 無	

	貸借対照表	有 ・ 無		有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有 ・ 無		有 ・ 無	
	監事の意見書	有 ・ 無		有 ・ 無	
	事業計画書	有 ・ 無		有 ・ 無	
	収支予算書	有 ・ 無		有 ・ 無	
		インターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管官庁における、インターネットによる簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有 ・ 無		有 ・ 無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有 ・ 無		有 ・ 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有 ・ 無		有 ・ 無	
	設立年月日	有 ・ 無		有 ・ 無	
	代表者の職名及び氏名	有 ・ 無		有 ・ 無	
	主な目的及び事業	有 ・ 無		有 ・ 無	
(3) 所管省庁におけるインターネット掲載の有無	最新の業務及び財務等に関する資料		有 ・ 無		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有 ・ 無		

	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有 ・ 無	
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有 ・ 無	
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
	氏名、役職、任期、経歴		
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有 ・ 無	
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその主な内容 2 (4) 手数料算定根拠のHP公表 3 (1) 役員の在任年齢規定の整備 (2) 監査役員への準用(在任規定) (4) 評議員会構成員への準用(在任規定)
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有 ・ 無	
(1) 指導監督の実績等	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその内容
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有 ・ 無	

(2) 所管法人の事務事業の見直し

消防法改正により消防法第21条の36第1項各号に掲げる業務について、性能評価業務を追加する一方、講習業務を削除するなど、各々の事務・事業の必要性を踏まえ、一定の業務の見直しを行った。

また、検査等の自己確認への移行の可能性については、検定対象機械器具の性能の適否は、人命、身体、財産の安全性に直結する上、その欠陥による火災の被害は使用者のみならず、これを備えつけた防火対象物の利用者や周辺住民に及んでしまう。火災等の災害時にはじめて使用されることから、電化製品のように日常の使用による性能確認が行えないなど、検定対象機械器具の特殊性に鑑み、消防法の目的である国民の生命、身体、財産を守るために引き続き実施していく必要がある。こうしたことから、指導監督基準にある「事業者による自己確認への移行」は困難。個別検定についても、上述の検定対象機械器具等の特殊性から最終的な安全性を確保する観点から必要であると考えられる。

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成14年度）

法人名	東京中小企業投資育成株式会社	根拠法令名	中小企業投資育成株式会社法	(昭和61年7月1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業 務 の 概 要					
	一. 資本の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二. 資本の額が三億円以下の株式会社の発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有 三. 前二号の規定により会社がある株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有 四. 前三号の規定により会社がある株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業 五. 前各号の事業に附帯する事業					
	(注1)	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
		常勤	1人	4人	1人	85人
	非常勤	0人	4人	2人	0人	
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	13年度比 (A/BorA-B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行っていない場合、低下していない場合、その理由)	
	総収入額（営業収益）	36億円	33億円	1.09	補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額（ ）	-億円	-億円	-		
	事業による自己収入額（ ）	36億円	33億円	1.09	自主事業による自己収入の拡大等	
	/ × 100（%）	-%	-%	-		
	経常的運営費用（ ）	-億円	-億円	-	その他	
/ × 100（%）	-%	-%	-			
(2)、(3) 制度的独占	制度的独占となる事務・事業の有無		無			

占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由		(事業名) (理由)	
	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由			
	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容		(有・無) (内容)	
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) (内容)	
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無
	名称 (法令等に基づく検定等には)	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
		円	(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有・無	収支状況のインターネットでの公表	有・無
	対価を伴う自主事業の有無	有・無	法人における純利益額	円
(5)検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
	-			

(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	法人の外注金額	円		
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)				
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	( <input checked="" type="checkbox"/> )・無 (内容)	東京中小企業投資育成株式会社事業に関する規則			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	( <input checked="" type="checkbox"/> )・無 (内容)	就業規則、社長内部通達(役職員等が個人勘定で株式等の取引を行うにあたってのル-ル)			
3. 機関 (1) 役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	10人以内 (定款第19条)	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	商法第254条第1項に基づき株主総会決議により選任				
	任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	規定の内容		原則、一定年齢に達した場合には再任しない	
	(注2)	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職
	代表取締役社長	熊野 英昭	平成10年6月24日	通商産業事務次官	通商産業省産業政策局長	常勤
	専務取締役	宇佐美 功	平成8年6月26日	東京都収用委員会 事務局長	東京都清掃局理事	常勤
	常務取締役	赤間 善郎	平成10年6月24日			常勤
	常務取締役	小野寺 照雄	平成10年6月24日			常勤
	取締役	小出 正光	平成13年6月22日	参議院議員 全国銀行協会副会長 ・専務理事	通商産業事務次官	常勤
	取締役	埴 善光	平成6年6月27日			非常勤
	取締役	矢野 俊比古	平成2年6月27日			非常勤
	取締役	鶴飼 克	平成14年6月26日			非常勤

取締役	藍澤 基彌	平成14年6月26日	日本証券業協会副会長	非常勤	
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
役員報酬の支給基準の有無	有・ <input type="checkbox"/>	一般への閲覧提供	有・ <input type="checkbox"/>	インターネットによる公表	
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法		
			株主総会決議により決定		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
<input checked="" type="checkbox"/> ・無	取締役会規則第6条に基づき取締役の過半数の出席をもって成立		取締役会規則第6条に基づき出席取締役の過半数をもって議決		
(2)監査役員 (注3)	監査役員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	商法第280条第1項に基づき株主総会決議により選任			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	任期	4年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)4年 (理由)商法上の規定	
	在任年齢に関する規定の有無	有・ <input type="checkbox"/>	規定の内容		

役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
監査役	相原 戦太郎	平成12年6月21日	(有)緑企画代表取締役 日本商工会議所専務理事	中小企業金融公庫理事	常勤
監査役	植松 敏	平成12年6月21日			非常勤
監査役	渡邊 明	平成13年6月22日			非常勤
監査役員報酬の支給基準の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	一般への閲覧提供	有・ <input type="checkbox"/> 無	インターネットによる公表の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
			株主総会決議により決定		
(3)社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有無) (内容)		(有無) (内容)		
(注4)	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
(4)評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
			(有無) (内容)		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有・無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由				
	評議員選任規程の有無	有・無	左の規程がない場合、その理由		
評議員定数		上限と下限の幅がある場合はそ			

				の幅		
	評 議 員 任 期			2年以外の任期としている場合、 その年数、理由		
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無		規定の内容		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率)					
	(理由)					
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有 無					
4 . 財 務 及 び 会 計 (1) 会 計 基 準 の 適 用 (2) 余 裕 金 の 運 用 (3) 長 期 借 入 金	企業会計原則の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	その他法人の特性に応じ適用し ている、一般的かつ標準的な会計 基準名			
	余裕金（財産）の額及び具体的な 運用方法	(余裕金の額) 3,968百万円（平成15年3月31日現在の流動資産の有価証 券勘定） (運用方法) 経理規則第17条等に基づき適正に運用				
	長期借入金	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ 無		
	長期借入金の確実な返済計画の内容					
	(4) 引 当 金 ・ 特 別 法 上 の 引 当 金	引当金・特別計上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の 有無、公表していない場合その理由		
		商法及び企業会計原則に基づき適正に計上		(有無) 有 (理由)		
	(5) 公 認 会 計 士 監 査  (注6)	収支決算額 (営業収益)	36億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査 の受検の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
	公認会計士監査を受検していない 場合、その理由					

5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
	法定の資金供給業務の場合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	財産の管理運用の場合の有無	有 ・ 無	
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
(注7)	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	無	証券取引法第24条に基づき有価証券報告書を提出しているため。(なお、平成16年6月以降は、有価証券報告書の提出が電子開示システム(EDINET)により行われることとなることから、インターネットによる
	役員名簿	有	有	無	
	組合員等名簿	-	-	-	
	事業報告書・附属説明書類	有	有	無	
	損益計算書又は収支計算書	有	有	無	
貸借対照表	有	有	無		

					閲覧が可能となる予 定)
	法律上作成が義務付けられてい る財産目録及び決算報告書	有	有	無	
	監事の意見書	有	有	無	
	事業計画書	無	無	無	証券取引法第24条 により公表が義務付 けられていないため
	収支予算書	無	無	無	
(2) 所管官 庁におけ る業務及 び財務等 に関する 公表	所管官庁における業務 及び財務等に関する資 料の備え付けの有無		無い場合、その理 由	閲覧の有無	閲覧させていない場 合、その理由
	定款	有		無	
	役員名簿	有		無	
	組合員等名簿	-		-	
	事業報告書・附属説明書類	有		無	
	損益計算書又は収支計算書	有		無	
	貸借対照表	有		無	
	法律上作成が義務付けられてい る財産目録及び決算報告書	有		無	
	監事の意見書	有		無	
	事業計画書	有		無	
	収支予算書	有		無	
	インターネットによる 公表の有無		公表していない場 合その理由	所管官庁におけ る、インターネット による簡便なア クセスを可能とす る措置の有無	無い場合、その理 由(一部のみ実 施の場合も含む)

	名称	無	検討中	無	一覧表を掲載していないため。
	所管する部局(担当局担当課等)の名称	無		無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	無		無	
	設立年月日	無		無	
	代表者の職名及び氏名	無		無	
	主な目的及び事業	無		無	
(3) 所管省庁におけるインターネット掲載の有無	最新の業務及び財務等に関する資料	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有 ・ 無			
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有 ・ 無			
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無			
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由			
	当該退職公務員の氏名、当該法人における役職名、出身省庁における官職名等				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無			
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由			
	当該退職公務員の氏名、当該法人における役職名、出身省庁における官職名等				
7. 基準の運用に当	基準に基づく指導監督の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	指導監督の実績及びその主な内容		

たつて所 管府省に 求められ る措置等	(1) 指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	・「3-(1)」 役員報酬の支給基準の整備及びインタ-ネットによる公表について、期限内に所要の措置を講ずるよう指導。 ・「3-(2)」 監査役の在任年齢に関する規定及び監査役報酬の支給基準の整備並びに同報酬支給基準のインタ-ネットによる公表について、期限内に所要の措置を講ずるよう指導。 ・「6-(1)」 ~ ( を除き、役員名簿の常勤・非常勤の別を含む。)の事項のインタ-ネットによる公表について、期限内に所要の措置を講ずるよう指導。			
	(2) 所管法人の事務見直し	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容			
ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		有・無					
所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・無	無い場合、その理由				
当該見直し結果の公表の有無		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	無い場合、その理由 検討中				
法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		有・無	無い場合、その理由				
政策評価を活用しつつ、3年~5年を目標に定期的、		事務・事業自体の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	法律の改廃を 含めた所要の 措置の実施の 有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 有・無	所要の措置 の結果の公 表の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならない	<input checked="" type="checkbox"/> ・無				

全般的 なしの有 無	か)				
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	その他	有 ・ 無		有 ・ 無	
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）					
特になし。					

（注1）「理事長等」、「理事」及び「監事」については、「社長等」、「取締役」及び「監査役」として記載。

（注2）前職等の記載がない場合は内部登用、前職のみ記載がある場合は社外の者で同職を現任。

（注3）「監査役員」については、「監査役」として記載。  
前職等の記載がない場合は内部登用、前職のみ記載がある場合は社外の者で同職を現任。

（注4）該当せず。

（注5）東京中小企業投資育成株式会社においては、民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、「評議委員会等」と同等の役割を果たしていることから、同委員会等の設置について指導していない。

（注6）証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受検している。

（注7）投資先中小企業に係る「5.(2)事業報告書への記載状況」については、別途、東京中小企業投資育成株式会社のホームページに掲載している。（ただし、「持ち株比率」の掲載については、その数値を掲載することにより、結果的に同社による1株当たりの引受額が明らかになってしまう等、同社の投資事業実施に当たって支障を及ぼすおそれがあることから、指導していない。）  
「法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの」については該当なし。

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成14年度）

法人名	厚生年金基金連合会	根拠法令名	厚生年金保険法	(平成14年4月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	(1) 中途脱退者および解散基金加入員に対する年金たる給付および一時金たる給付の支給 (2) 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業 (3) 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの 基金の行う事業についての指導および連絡 基金に関する教育、情報の提供および相談 基金の行う事業および年金制度に関する調査および研究 その他、会員である基金の健全な発展を図るために必要な事業 (4) 基金の加入員および加入員であった者の福祉を増進するために必要な施設の設置および運営 (5) 小規模基金に係る共同事務処理事業				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	1人	3人	0人	183人
非常勤	0人	12人	2人	0人	
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	13年度比 (A/BorA-B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行っていない場合、低下していない場合、その理由)
	総収入額	58.0億円	64.0億円	0.91	補助事業の段階的廃止 中途脱退者等に支給する年金給付には、本来国が支給すべき厚生年金保険の代行部分が含まれており、本来国が支給すべき給付に係る事務を適切に遂行するためには、国からの補助が必要である。 14年度からは、「整理合理化計画」に基づき、厚生年金の代行部分の支給に係るもの、すなわち、行政代行業務に対する補助に限定したことから、国からの補助には依存していない。  自主事業による自己収入の拡大等 (該当せず)
	補助金等収入額( )	4.9億円	5.8億円	0.84	
	事業による自己収入額( )	53.1億円	58.2億円	0.91	
	/ × 100(%)	9.2%	10.0%	-	
	経常的運営費用( )	58.0億円	64.0億円	0.91	
/ × 100(%)	8.4%	9.1%	-		

				その他
(2)、(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	無		
	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由	(事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由			
	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容	(有・無) (内容)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無
	名称 (法令等に基づく検定等には)	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
		円	(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有・無	収支状況のインターネットでの公表	有・無
	対価を伴う自主事業の有無	有・無	法人における純利益額	円
(5)検査等の事務	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法

事業	(該当せず)					
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の外注金額	円		
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)				
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (内容) 厚生年金保険法第158条第6項において準用された第121条により、基金の役職員については、公務に従事する職員とみなされており、事務・事業の公平性を担保している。				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (内容) 厚生年金基金連合会職員就業規則				
3. 機関 (1) 役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	16人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員を選任は公正かつ自主的な方法によっているか	会員たる厚生年金基金の理事長で組織する評議員会において選任				
	任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	規定の内容			
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	理事長 専務理事 常務理事 理事 理事 理事 理事 理事	多田 宏 矢野朝水 浅岡泰史 熊沢昭佳 藤田悟郎 鎌田 宏 二階堂 晋一 佐々木 群	平成 11 年 2 月 12 日 平成 13 年 2 月 10 日 平成 13 年 4 月 1 日 平成 13 年 2 月 10 日 平成 14 年 7 月 12 日 平成 13 年 7 月 6 日 平成 14 年 7 月 10 日 平成 15 年 2 月 10 日	(財)船員保険会会長 厚生省年金局長 野村総研常務取締役 総理府社会保障制度審議会事務局年金数理官 北海道銀行頭取 七十七銀行代表取締役副頭取 (株)日本交通公社取締役 (株)佐藤総合計画代表取締役会長	厚生事務次官	常勤 常勤 常勤 常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤

理事	丸森隆吾	平成13年2月10日	㈱エスアールエー代表取締役社長	非常勤
理事	渡邊邦幸	平成13年4月3日	日産自動車㈱資源統括本部部長	非常勤
理事	松原彰雄	平成14年7月5日	トヨタ自動車㈱常務取締役	非常勤
理事	小西信一郎	平成13年8月22日	コニシ㈱代表取締役会長	非常勤
理事	奥村篤二	平成12年4月7日	積水化学工業㈱常務取締役	非常勤
理事	山内孝	平成11年12月14日	マツダ㈱専務取締役	非常勤
理事	藤坂安重	平成15年2月10日	愛媛県自動車整備振興会理事	非常勤
理事	津留正純	平成14年4月8日	福岡銀行常務取締役	非常勤
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由	
(該当せず)			(該当せず)	
役員報酬の支給基準の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="radio"/> 有・無	インターネットによる公表 <input checked="" type="radio"/> 有・無
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法	
俸給月額(14.12～) ・理事長 1,106,000円 ・専務理事 997,000円 ・常務理事 901,000円 ・理事(常勤) 810,000円 非常勤役員については、出勤日数に応じて日額12,700円を支給			退職時における俸給月額×0.28×在職月数  非常勤役員については支給しない。	
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件	
<input checked="" type="radio"/> 有・無	理事の過半数の出席		出席理事の過半数、可否同数は理事長が決する	
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	選任規程がない場合、その理由	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	会員たる厚生年金基金の理事長で組織する評議員会において選任		
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		

	(該当せず)		(該当せず)		
	任 期	2 年	2 年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ (無)	規定の内容		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職
	監事 監事	兒島誠保 岩下智親	平成 13 年 2 月 10 日 平成 14 年 6 月 27 日	(社)日本医薬品卸業連合会会長 東京海上火災保険㈱常務取締役	
	監査役員報酬 の支給基準の 有無	(有) ・ 無	一般への閲覧提供	(有) ・ 無	インターネットによる 公表の有無
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法	
	非常勤役員については、出勤日数に応じて日額 12,700 円を支給			非常勤役員については支給しない。	
(3) 社団的 性格の法 人の総会 等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容	
	(有無) 有 (内容) 評議員定数の半数以上の出席			(有無) 有 (内容) 出席した評議員の過半数、可否同数のときは、議 長が決する。規約の変更は、評議員定数の 3 分の 2 以上。	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
	有 (会員である基金の理事長において互選された評議員により評議員会を組織している)				
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
	法人外部の者を含めた第三者的性格の機関は設置されて いないが、連合会においては議決機関である評議員会が 業務実績評価の役割を果たしている。			(有無) (内容)	
	評議員会等の構成員の役員兼任	有 ・ 無	役員を兼ねている場合、その構成比率		

	の有無	(兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
	評議員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由	
	評議員定数		上限と下限の幅がある場合はその幅	
	評議員任期	年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) (理由)			
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件
	有 無			
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金  (4) 引当金・特別法上の引当金	企業会計原則の適用の有無	有 ・ 無	その他法人の特性に応じ適用している、一般的かつ標準的な会計基準名	
	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 21.4億円 (運用方法) 厚生年金基金令第54条第1項において準用された第40条の規定に基づく運用		
	長期借入金	有 ・ 無	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ 無
	長期借入金の確実な返済計画の内容			
	引当金・特別計上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無、公表していない場合その理由	

(5)公認会計士監査	18.6億円		(有無)有 (理由)		
	収支決算額	2兆2,154.7億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の受検の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	公認会計士監査を受検していない場合、その理由		平成17年度からの導入に向けて準備中		
5.株式の保有等 (1)基金拠出又は出資 (2)事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	法定の資金供給業務の場合の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	財産の管理運用の場合の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
法人との関係					
6.情報公開 (1)法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
	役員名簿	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	

	組合員等名簿	(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ (無)	準備中
	事業報告書・附属説明書類	(有) ・ 無	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
	貸借対照表	(有) ・ 無	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ (無)	準備中
	監事の意見書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ (無)	準備中
	事業計画書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
	収支予算書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ (無)	準備中
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
		定款	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		役員名簿	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		組合員等名簿	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		事業報告書・附属説明書類	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		損益計算書又は収支計算書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		貸借対照表	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		監事の意見書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
		事業計画書	(有) ・ 無	(有) ・ 無	
	収支予算書	(有) ・ 無	(有) ・ 無		

		インターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管官庁における、インターネットによる簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有 ・ 無		有 ・ 無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有 ・ 無		有 ・ 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有 ・ 無		有 ・ 無	
	設立年月日	有 ・ 無		有 ・ 無	
	代表者の職名及び氏名	有 ・ 無		有 ・ 無	
	主な目的及び事業	有 ・ 無		有 ・ 無	
(3) 所管省庁におけるインターネット掲載の有無	最新の業務及び財務等に関する資料		有 ・ 無		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有 ・ 無		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		有 ・ 無		
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有 ・ 無		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	役職、氏名、任期、略歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		有 ・ 無		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		

7. 基準の運用 たつて省に 管められ る措置等 (1) 指導監督の実績	基準に基づく指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導監督基準の閣議決定を受けて、14年5月に、今後は、指導監督基準に沿って指導監督を行う旨を連絡。</li> <li>役員報酬等の水準の指導、業務・財務等に関する資料のインターネットによる公表の指導。</li> </ul>		
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有・無				
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容			
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有・無				
	(2) 所管法人の事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有・無	無い場合、その理由	民間法人化された初年度であったことから、見直しを行っていない。	
		当該見直し結果の公表の有無	有・無	無い場合、その理由		
		法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有・無	無い場合、その理由		
		政策評価を活用しつつ、3年～5年を目	事務・事業自体の必要性	有・無	法律の改廃を 含めた所要の 措置の実施の 有無	有・無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事	有・無				

途に定 期的、 全面的 な見直 しの有 無	務・事業をなぜ当該法人 が行わなければならないか)				
	法人が制度的に独占とな る事務・事業を行っている 場合、制度的独占の継 続の必要性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の 簡素化、事業者による自 己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	その他	有 ・ 無		有 ・ 無	
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）					
特になし。					

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成14年度）

法人名	漁船保険中央会	根拠法令名	漁船損害等補償法	(平成14年 4月 1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船保険組合が行う漁船保険等の再保険事業</li> <li>・事故及び損害の発生予防及び防止に関する調査・指導等</li> <li>・その他保険料率の算定等漁船保険事業等の健全な発展を図るための調査・指導等</li> </ul>				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	4人	0人	0人	52人
	非常勤	3人	10人	3人	0人
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	13年度比 (A/B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行ってない場合、低下していない場合、その理由)
	総収入額	400.2億円	398.1億円	100.5%	補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額( )	0億円	0億円	-	
	事業による自己収入額( )	10.9億円	12.4億円	87.9%	自主事業による自己収入の拡大等 保険の加入促進等に努めている
	/ × 100(%)	-%	-%	-	
	経常的運営費用( )	16.1億円	16.0億円	100.6%	その他
/ × 100(%)	-%	-%	-		
(2)、(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		該当なし		
	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由		(事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事				

	務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由			
	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容		(有・無) (内 容)	
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) (内 容)	
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有 ・ 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有 ・ 無
	名称 (法令等に基づく検定等には )	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
		円	(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有 ・ 無	収支状況のインターネットでの 公表	有 ・ 無
	対価を伴う自主事業の有無	有 ・ 無	法人における純利益額	円
(5)検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
	該当なし			
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有 ・ 無	法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由			

	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内 容)				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	(有・無)あり (内 容)業務・会計の状況につき毎年1回を常例として検査				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無)あり (内 容)就業規則上、守秘義務規定が設けられている。				
3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	○有・無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	理事10人以上	上限と下限の幅がある場合はその幅	該当なし		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	総会において無記名投票により選挙し、選任することとされており、公正かつ自主的な方法となっている。				
	任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)3年 (理由)根拠法及び定款で定められている。		
	在任年齢に関する規定の有無	有・○無	規定の内容			
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	会長理事	山中 貞則	昭和57年6月5日	衆議院議員(現職)		非常勤
副会長理事	外記 栄太郎	昭和58年5月27日	千葉県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	奥田 惣兵衛	平成9年6月5日	日振勝漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	山内 静夫	昭和57年8月25日	元水産庁次長		常勤	
専務理事	三宅 哲夫	平成12年7月1日			"	
常務理事	大石 修宗	平成14年7月1日	元水産庁沿岸沖合課長		"	
"	高江洲 信一	平成12年7月1日			"	
理事	中島 剛隆	平成9年6月5日	小樽湾漁船保険組合組合長理事(現職)		非常勤	
"	加藤 清壽	平成10年6月5日	宮城県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	橋ヶ谷 金次	平成6年6月5日	静岡県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	上演 喜男	平成6年6月5日	石川県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	早川 正一	平成12年7月1日	兵庫県内海漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	小中 竹雄	平成12年7月1日	島根県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	松浦 勲	平成12年7月1日	徳島県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	竹内 榮	平成8年6月5日	長崎県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	照喜名 朝進	平成14年7月1日	沖縄県漁船保険組合組合長理事(現職)		"	
"	上田 大和	平成12年7月1日	日本鯉鱒漁船保険組合組合長理事(現職)	元水産庁遠洋課長	"	

特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由			
本中央会は、ただし書きに該当		本中央会は、ただし書きに該当			
役員報酬の支給基準の有無	有 ・ 無	一般への閲覧提供	有 ・ 無	インターネットによる公表	有 ・ 無
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
			役員退職手当支給規程に基づき算出し、総会の議決を経て支給		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
① ・ 無	定款に定められており、定款は大臣認可を要する。		定款に定められており、定款は大臣認可を要する。		
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無	① ・ 無	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	総会において無記名投票により選挙し、選任することとされており、公正かつ自主的な方法となっている。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			
	一部外部登用につき検討中	該当なし			
	任 期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 3年 (理由) 根拠法及び定款で定められている。	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ ①	規定の内容		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職

	監事 " " "	佐藤 孫一 杉本 壽 堀 隆喜	平成12年7月1日 平成12年7月1日 平成14年7月1日	秋田県漁船保険組合組合長理事(現職) 広島県漁船保険組合組合長理事(現職) 大分県漁船保険組合組合長理事(現職)		非常勤 " "
	監査役員報酬の支給基準の有無	有・無	一般への閲覧提供	有・無	インターネットによる公表の有無	有・無
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
				非常勤役員退任慰労金支給規程に基づき算出し、総会の議決を経て支給		
(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容		
	(有無)あり (内容)総会は、総会員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて議決することが出来ない。			(有無)あり (内容)総会の議事は、出席会員の過半数の賛成で可決し、特別議決事項は、総会員の過半数が出席し、2/3以上の賛成で可決する。		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)					
	(有無)あり (内容)あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
				(有無) (内容)		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有・無		役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	有・無		左の規程がない場合、その理由		
評議員定数			上限と下限の幅がある場合はその幅			

	評議員任期		2年以外の任期としている場合、その年数、理由		
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) (理由)				
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件	
	有 無				
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金	企業会計原則の適用の有無	① ・ 無		その他法人の特性に応じ適用している、一般的かつ標準的な会計基準名	
	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 315.8億円 (運用方法) 法施行規則第6条の規定により運用先を限定されている。			
	長期借入金の有無	有 ・ ②	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ ②	
	長期借入金の確実な返済計画の内容				
	(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別計上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無、公表していない場合その理由	
		192.2億円		(有無) あり (理由) -	
(5) 公認会計士監査	収支決算額	400.2億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の受検の有無	有 ・ ②	
	公認会計士監査を受検していない場合、その理由		会計状況については、常例検査等の監督権限により担保済		
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有 ・ ②	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ ②	

(1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	法定の資金供給業務の場合の有無		有 ・ (無)		財産の管理運用の場合の有無		有 ・ (無)			
	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由		間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの					
	名称		該当なし		該当なし					
	所在地									
	資本金									
	事業内容									
	役員の状況									
	従業員数									
	持ち株比率									
	法人との関係									
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無		同資料のインターネットによる公表の有無		公表していない場合その理由	
	定款		(有) ・ 無		有 ・ (無)		有 ・ (無)		準備中	
	役員名簿		(有) ・ 無		有 ・ (無)		(有) ・ 無		-	
	組合員等名簿		(有) ・ 無		有 ・ (無)		(有) ・ 無		-	
	事業報告書・附属説明書類		(有) ・ 無		有 ・ (無)		有 ・ (無)		準備中	
	損益計算書又は収支計算書		(有) ・ 無		(有) ・ 無		有 ・ (無)		準備中	
	貸借対照表		(有) ・ 無		(有) ・ 無		有 ・ (無)		準備中	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		(有) ・ 無		有 ・ (無)		有 ・ (無)		準備中	

	監事の意見書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	準備中	
	事業計画書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	準備中	
	収支予算書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	準備中	
(2) 所管官庁における業務及び財務に関する公表		所管官庁における業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由	
		定款	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		役員名簿	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		組合員等名簿	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		事業報告書・附属説明書類	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		損益計算書又は収支計算書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		貸借対照表	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		監事の意見書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		事業計画書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		収支予算書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
			インターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管官庁における、インターネットによる簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
		名称	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
		所管する部局（担当局担当課等）の名称	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

	主たる事務所の所在地及び電話番号	①有 ・ 無		①有 ・ 無	
	設立年月日	有 ・ ①無	一覧表から当該法人のホームページに簡易にアクセスできるため	①有 ・ 無	
	代表者の職名及び氏名	有 ・ ①無	一覧表から当該法人のホームページに簡易にアクセスできるため	①有 ・ 無	
	主な目的及び事業	有 ・ ①無	一覧表から当該法人のホームページに簡易にアクセスできるため	①有 ・ 無	
(3) 所管省庁におけるインターネット掲載の有無	最新の業務及び財務等に関する資料	①有 ・ 無			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有 ・ 無		該当なし	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	①有 ・ 無			
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	①有 ・ 無			
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	役職、氏名、就任年月日、経歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有 ・ 無		該当なし	
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	該当なし				

7. 基準の運用 たつて管 求めらる 措置等 (1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその主な内容	3 - (2) - 関係府省以外の者及び外部の者を登用するよう指導 6 - (1) 業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公表するよう指導 6 - (4) 役員に就いている退職公務員の状況をインターネットにより公表するよう指導			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有 ・ 無					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその内容	業務・会計の状況につき毎年1回を常例として検査			
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有 ・ 無					
	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
	政策評価を活用しつつ、3年～5年を目標に定期的、	事務・事業自体の必要性	有 ・ 無	法律の改廃を含めた措置の有無	有 ・ 無	所要の措置の結果の公表の有無	有 ・ 無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならない	有 ・ 無		有 ・ 無		

全般的 見直し の有無	か)				
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無	
	その他	有 ・ 無		有 ・ 無	
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）					

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成14年度）

法人名	軽自動車検査協会	根拠法令名	道路運送車両法	(昭和62年10月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	当検査協会は、道路運送車両法に基づき、軽自動車の安全を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行う				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	1人	4人	1人	591人
	非常勤	人	人	人	人
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	13年度比 (A/BorA-B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行っていない場合、低下していない場合、その理由)
	総収入額	125億円	119億円	105%	補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額( )	0億円	0億円	-	
	事業による自己収入額( )	125億円	119億円	105%	自主事業による自己収入の拡大等
	/ × 100(%)	-%	-%	-	
	経常的運営費用( )	114億円	104億円	109%	その他
/ × 100(%)	-%	-%	-		
(2)、(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		無し		
	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由		(事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由				

	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容	(有・無) (内 容)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容			
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
	名 称 (法令等に基づく検定等には )	対価の額	算 定 根 拠	(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)
	道路運送車両法関係手数料( )	新規検査 1,400 円 (道路運送車両関係手数料令)等 円	(決定者) (決定方法) 政令で決定 実費を勘案して定めた額	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	収支状況のインターネットでの公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
	対価を伴う自主事業の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	法人における純利益額	1,100 百万円
(5)検査等の事務・事業	法 令 等 に 基 づ く 検 査 等 の 基 準 の 内 容			規定方法
	道路運送車両法施行規則、道路運送車両の保安基準等			
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	法人の外注金額	522 百万円
	外注しなければならない理由	事務の合理化		
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無)有 (内 容)業務方法書等により、透明性を確保している。		

(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	(有・無)有 (内容)協会の役職員については、法令において、公務に従事する職員とみなされている。				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無)有 (内容)道路運送車両法、定款、就業規則において、公正性を担保する規定が定められている。				
3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	理事長 1人 理事 4人	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	理事長は理事会の選任、理事は理事長の任命となっており、その後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。				
	任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	規定の内容		(平成17年度末までに規定を整備する予定)	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	理事長 理事	楠木 行雄 中島 恒雄	平成13年10月1日 平成14年7月1日	日本政策投資銀行理事 自動車事故対策センター理事	海上保安庁長官 新潟運輸局長	常勤 常勤
	理事 理事	小池 正次 南戸 義博	平成12年8月23日 平成12年7月	四国財務局長 交通安全公害研究所長	理財局管理課長 自動車交通局技術安全部長	常勤 常勤
	理事	山田 正世司	平成13年12月10日	スズキ株式会社		常勤
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
比率：60% 理由：指導監督基準に基づき、平成15年度末までに是正する予定			比率：60% 理由：指導監督基準に基づき、措置期限までに適切な措置を講じる予定			
役員報酬の支給基準の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	インターネットによる公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

	役員報酬の支給基準の内容		役員の退職金の決定方法			
	俸給月額 理事長：1,071,000 円、理事：871,000 円		退職日における俸給月額 × 0.28 × 在職期間（月数）			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件	役員会における議決要件			
	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	構成員の過半数以上の出席	出席した構成員の過半数以上			
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか		理事会において選任した後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	任 期		2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無		有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	規定の内容	(平成17年度末までに規定を整備する予定)	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職	常勤・非常勤
	監事	石橋恭平	平成14年4月1日	グイツ信販(株)常務取締役		常勤
	監査役員報酬の支給基準の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	インターネットによる公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
俸給月額 監事 780,000 円			退職日における俸給月額 × 0.28 × 在職期間（月数）			
(3) 社团的	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			

性格の法人の総会等	(有無) (内容)	(有無) (内容)	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)		
(4)評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況	評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
	評議員会において、業務方法書の重要な事項、予算事業計画、決算報告等の事項について審議している。	(有無)有 (内容)学識経験を有する者のうちから、国土交通省大臣の認可を受けて、理事長が任命する。	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由		
	評議員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由
	評議員定数	20人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	規定の内容
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由 (比率) (理由)		
	評議員会規程	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	過半数以上の出席	審議を目的としているため、議決要件は定めていない。
4.財務及び会計 (1)会計	企業会計原則の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	その他法人の特性に応じ適用している、一般的かつ標準的な会計基準名 資本に固定資産充当資本の考え方を導入している他は、おお

基準の適用				むね企業会計原則を適用している。
(2) 余裕金の運用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法			
(3) 長期借入金	（余裕金の額）105億円（平成15年3月末） （運用方法）大口定期預金（短期）			
	長期借入金の有無	有・ <input type="checkbox"/>	長期借入金の返済計画の有無	有・ <input type="checkbox"/>
(4) 引当金・特別法上の引当金	長期借入金の確実な返済計画の内容			
	引当金・特別計上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無、公表していない場合その理由	
(5) 公認会計士監査	賞与引当金：353百万円 退職給付引当金：4,058百万円		（有無）有 （理由）	
	収支決算額	126億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の受検の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	公認会計士監査を受検していない場合、その理由			
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無		有・ <input type="checkbox"/>	公益法人、株式会社等への出資の有無
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務の場合の有無		有・ <input type="checkbox"/>	財産の管理運用の場合の有無
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの
	名称			
	所在地			
	資本金			
	事業内容			
	役員の状況			

	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	組合員等名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	貸借対照表	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	監事の意見書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業計画書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
収支予算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有 ・ 無		有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無		有 ・ 無	

	組合員等名簿	有 ・ 無		有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	貸借対照表	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	監事の意見書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	事業計画書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	収支予算書	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
		インターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管官庁における、インターネットによる簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	（平成15年度末までに掲載予定）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	設立年月日	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	（平成15年度末までに掲載予定）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	代表者の職名及び氏名	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	（平成15年度末までに掲載予定）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
	主な目的及び事業	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	（平成15年度末までに掲載予定）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
(3) 所管省庁におけるインターネット	最新の業務及び財務等に関する資料		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		（平成15年度末までに掲載予定）
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行って		有 ・ 無		

ト掲載の有無	いる法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有 ・ 無	
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
	役職名、氏名、就任年月日、経歴、報酬		
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有 ・ 無	
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
7. 基準の運用に当たって管府省に求められる措置等(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	指導監督の実績及びその主な内容 指導監督基準の適用後3年以内に適合するよう指導 具体的には、 ・ 3.(1) 役員の在任年齢に関する規定については、基準に基づき、平成17年度末までに規定を整備するよう指導 ・ 3.(1) 役員に占める特定企業関係者、所管官庁出身者の比率については、基準に基づき、平成15年度末までに是正するよう指導 ・ 3.(1) 役員に占める同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計の比率については、基準に基づき、措置期限までに適切な措置を講じるよう指導 ・ 3.(2) 監査役員の在任年齢に関する規定については、基準に基づき、平成17年度末までに規定を整備するよう指導 ・ 3.(4) 評議員の在任年齢に関する規定については、基準に基づき、平成17年度末までに規定を整備するよう指導 ・ 6.(1) 業務及び財務等に関する資料については、基準に基づき、インターネットで公表するよう指導 ・ 6.(4) 退職公務員等の状況の公表については、基準に基づき、公表するよう指導  等を行った。
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(2) 所管法人の事業の見直し			

			(平成14年度の指導監督の状況及び結果については、平成16年1月中に公表できるよう現在作業中)			
ただし書き該当法人に対する特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容				
ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有・無					
所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	無い場合、その理由	17年度末までに初回の見直しを実施			
当該見直し結果の公表の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	無い場合、その理由	同上			
法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	無い場合、その理由	同上			
政策評価を活用し、3～5年を以て定期的に、全面的な見直しを無	事務・事業自体の必要性	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	所要の措置の結果の公表の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有・無		有・無		

法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の 簡素化、事業者による自 己確認への移行の可能性	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
その他	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）				